

♡ ♪ 一年生になつたら、いっしょに  
作詞おみちが、曲山本直純



# 九条はらまち

「はらまち九条の会」会報 No.236

2014(平成26)年3月23日(日)発行



■「はらまち九条の会」は、戦争放棄の憲法第9条を護って「戦争をしない国・日本」をめざし、支持政党や主義主張を問わない、自由な市民の会です。結成は05年12月。会員は南相馬市の原町区を中心に445名(市内に363名・市外に82名、男性220/女性225)。年会費千円。  
■「九条の会」は全国に約7,500、福島県内に100グループ以上ありますが、上からの指示で動くのではなく、それぞれの判断で憲法を守る活動を行っています。■そして何よりも、  
■「はらまち九条の会」は事故の福島第一原発に世界一近い九条の会を自覚して活動しています。

## ≪ 自民党改憲草案 を考える・その④ 憲法第13条 「個人」と「人」の意味 ≫

- 日本国憲法 第13条「すべて国民は、個人として尊重される」
- 自民党憲法改正草案 第13条「全て国民は、人として尊重される」

### 「個人主義」と「利己主義」の区別さえつかない人物が自民草案を作成

憲法13条に関して朝日新聞の2月24日付『天声人語』に取り上げられていましたので、思うところを書いてみます。

自民党憲法草案作りに携わった磯崎陽輔・現首相補佐官なる人物が、自分のホームページで述べていることとして、「個人として尊重される」という現行13条は個人主義を助長してきた嫌いがあるので「人として尊重される」という文案に改めたそうです。

このコラム『天声人語』の書き出しに夏目漱石の『私の個人主義』という文章(講演録)を紹介していますが、高校の国語の教科書にも取り上げられたことがある名文です。

それによれば、「個人主義」というのは単なる自分勝手とは違って、自分を尊重する以上に他人も尊重しなければならないという厳しい自律を伴う考えです。これは実は漱石が英国に留学した折、ヨーロッパの新思想に触れて「近代的な自我意識」に目覚め、それゆえに封建社会のしがらみの中で苦しみ

抜いた末にたどりついたとされています。また、旧来の国家観にがんじがらめにされていた明治の日本人が近代人として生まれかわるために、ぜひもなく通らなければならなかった道でもあります。

そう考えると、現行13条「すべての国民は、個人として尊重される。」の中で想定されている「個人」はまさに漱石の言う「個人主義」に真っ直ぐ繋がり、また多くの日本人が苦しみの末に獲得した「個人の尊厳」という思想的財産に裏打ちされたものと言ってよいでしょう。

ところで前出の磯崎氏は、こういう先人によって積み上げられた知的な営為についてどれほど学んで来たのでしょうか。私にははなはだ疑問です。なぜかと言えば彼の発言には高校生にも理解できる、「個人主義」と「利己主義」の区別さえついていないと思うからです。そういう人間が自民党憲法草案作りに関わったということが、私には驚きです。

(事務局 早坂吉彦)

### 天声人語

ロンドンぐらしの失意のなかで、夏目漱石は「自己本位」という言葉にゆきあたった。それまで苛まれていた不安が消え、自分の進むべき道を見いだしたという。「私の個人主義」と題する講演で語っている▼わがまま勝手にふるまうのではない。自分を尊重する以上、他人も尊重しなければならないというのが漱石の考えだった。個人主義を退治しなければ国家が滅びるなどと唱える者があるが、そんな馬鹿なことはあるはずがない、と。このくだりに、いまの改憲論議が重なる▼憲法の核心とされる13条は「すべて国民は、個人として尊重される」とうたう。自民党の改憲草案はこれを「人として」に変える。「個」をなげ割るのか。草案づくりに関わった磯崎陽輔・首相補佐官のホームページには、当該条文が「個人主義を助長してきた嫌いがあるので」改めたところ▼おそらく自民党内に昔からある声を踏まえたのだろう。いまの憲法こそ日本社会に利己主義をはびこらせ、「家」を壊してきた元凶、という議論だ。とするなら、たった一文字の削除が意味するところは重大である▼東京都の舛添要一知事は新著でこれを暴論と断じた。個人の対極には国家権力があるが、「人」の対極にあるのは動物であり、憲法論議とはほど遠い言葉だ。権力を拘束し、人権と自由を守る憲法の役割からすれば、確かにここは個人でなければならぬ▼漱石の講演から1世紀。草案前文が尊ぶ「和」に個人が埋もれてしまう事態を危ぶむ。

2014・2・24

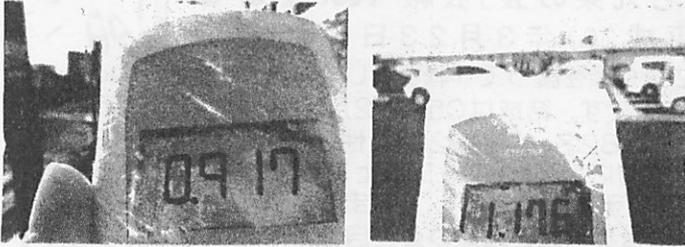
### ▲2014年2月24日『朝日新聞』天声人語

○早坂さんの尻馬に乗り一言。◆この磯崎陽輔氏は自民党の憲法起草委員会事務局長でしたが、近代憲法の基本の考え方の「立憲主義」(憲法は国や政府の権力を縛るもの)もご存知なく、「学生時代の講義でも聴いたことがない。昔からある学説なのでしょか。」と話し高校生以下の知識です。<伊藤真『憲法は誰のもの?』岩波書店P5・会報No.226参照>。その程度の方ですから「個人主義」と「利己主義」の区別もつきません。他の自民党議員さんたちも同じなのか。◆また昨2013年3月29日の国会予算委員会で、民主党小西洋之参院議員が安倍首相に「日本国憲法で一番大切な条文は何条か?」と質問。首相は不快感を示し答えず。小西議員は「すべて国民は個人として尊重される」の第13条を説明しています。<会報No.214参照> (事務局 山崎)

次回は憲法「前文」について皆様の意見を寄せ下さい。お待ちしております!

## 《会員の声》

### 公表の放射線量数値に大きな疑問



▲郡山市文化通りの放射線量。左はバス停「0.917」、右はスーパー駐車場「1.176」の高い数値です。  
(昨年12月10日15時、大須賀さんの測定・撮影)

■「鹿島区の海岸近くの自宅は3.11の大津波で流出し、出身地の秋田県大仙市に避難していました。昨年春に初孫が誕生し、10月にその息子家族の住む郡山市に転住しました。

初孫に喜びを感じますが、でも今本当に不安に思うのは、郡山市の放射線量の高さです。

新聞やテレビの公表では、合同庁舎で毎時0.2マイクロベクトルですが、それは除染されている地点での数値で、そのすぐ西の公園は0.9以上もあります。市役所は公表で0.2ですが、実際は0.6前後。文化通りは0.3~0.8、家族でよく買物をする大型スーパーの駐車場は1.2もあり、飯館村の県道より高いのです。

公表の数値は全くの偽りで、あまりにも現

実離れています。

郡山市役所、市長、国会議員さんを直接訪ねたり、何度も手紙で改善を訴えています。いつも対応は非常に丁寧なのですが、この4ヶ月間何も変わっていません。「産業復興の狭間に追いやられ、ホットスポットに住む郡山市民」のままでいいのでしょうか。

不思議なのは、郡山市民が不安の声をあげないことです。子どもたちのために年間1ミューベクトル実現という、事故直後のあの親の熱意はどこにいったのか。この市民の諦めが原発再稼働を助長していることにつながってしまいます。」(鹿島区・郡山市で大須賀芳雄さん)

### 235号の震災体験に感動

■「私は戦争や大震災の体験発表は本当に大切な活動で、事故原発に間近かで、直接被災の様子を全国に発信できるのは本会だけです。これこそが**はらまち九条の会**の使命です。

特に先月の235号の屋中茂夫さんの震災体験は、大変勇気ある発表だと感動しました。被災者の人権が無視されていること(憲法問題)を暗黙のうちにアピールしています。

また、震災から3年経ち、少し会員の生活も落ち着いてきましたので、ここで本会も総会を開催し、これからの活動について話合う時期にきていると思います。」

(小高区・60代男性・Sさん)

### 新聞社世論調査

★武器輸出三原則の緩和には反対です67%。(3月共同通信社)

★憲法改正に賛成42%・反対41%。今後も政権交代があった方がよい65%。(「読売」)

★原発再稼働賛成28%・反対が59%。福島原発以外でも大事故が起きる不安を大いに  
・ある程度感じる86%。核廃棄物の捨て場決まっていないのは問題だ76%。(3月「朝日」)



### 《言葉》

○「自分が最高責任者だから自分で決めるというのは、**愚かな坊ちゃん総理**だ」古賀 誠

○「憲法を変えずに集団的自衛権の行使ができるようになれば、憲法9条は存在しないも同然となる。現在の政権は、良質な権力に必須の**「謙虚さ」**を欠いている」秋山 収元内閣法制局長官

○「東電も加害者だし国も加害者だけど、**首都圏の消費者も加害者**のはずです。自分たちが被災地の人の生活をめちゃくちゃにした意識が都市住民にはあまりない」『原発ホワイトアウト』の著者若杉 洸

### 《事務局より》

◆震災からもう3年ですが、会員の皆様、いかがお過ごしでしょう。お元気ですか。

#### 事務局会で今後を話合う

◆先月の事務局会では、これからの活動などを、次のように話し合い確認しています。

1. 今年か来年には**総会を開催**する。法政大の田中優子さんなどを呼べないか検討する。
2. 従来通り**月1回会報**を発行する。内容は、
  - ①「九条の会」の基本的考えを訴え続ける。
  - ②自民党改憲草案を検証する。
  - ③広く他グループの9条・憲法の署名活動や集会などの紹介を行い、会員の参加の契機にしたい。



④戦争・震災体験を収集し公表する。

3. 成人式などでの**「憲法」復刻版小冊子の配布**を継続する。

4. ホームページの**充実**をはかる。

5. 5月3日憲法記念日の新聞の**護憲市民意見広告**を、会員にもお薦めする。

6. 会員の約2割が市外に生活していますが、どこにいても、愚直でも**「9条を守ろう」**の一点で活動することを確認しています。

◆**《お詫び》**234号1面の一番下、「3月23日県民大集会」は誤りでした。また同号2面右側一番下、「半藤利一」は誤りで「半藤一利」です。申し訳ございません。何回も見直しているのですが、ついついミスが出てしまいます。



### 《「はらまち九条の会」事務局連絡先》

○会長：平田慶肇 TEL0244-24-1211 ○石田賢二 TEL0244-22-4037 ○早坂吉彦 TEL0244-22-0326

○事務局長：山崎健一(神奈川県に避難中) TEL090-7527-5453 Eメール：yamazakiken1@gmail.com

○会計：井上由美 〒975-0031南相馬市原町区錦町1-43井上薬局内 TEL0244-22-7511・FAX26-0892

○番場恵子 TEL0244-22-0715 ○ホームページ担当：大浦祥見 TE0244-24-0704